

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

特別養護老人ホーム悠久の栖 運営規程

規程制定 令和6年6月1日

（事業の目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人寿星会が運営する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）「特別養護老人ホーム悠久の栖」（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業【指定介護予防短期入所生活介護】の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護状態にある利用者【介護予防にあっては要支援状態】にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施にあたっては、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者等の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業所の従事者は、要介護者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄、食事等の介護等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、要介護者等の生活機能の維持又は、向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保険・医療・福祉サービスとの緻密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地および定員は、次のとおりとする。

- (1) 名称 指定短期入所生活介護事業所 「特別養護老人ホーム 悠久の栖」
- (2) 所在地 埼玉県川口市大字道合字八本木937-1
- (3) 定員 空床利用型

（※指定介護老人福祉施設の入所者が入院、外泊その他の理由により使用していない居室（空床）を利用してサービスを提供するものとする。）

事業所は災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室定員を超えて入所させないものとする。

(事業所の従業員の職種・員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(施設長・常勤)、

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1名(非常勤)

医師は、利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持および健康衛生指導のための適切な措置をとる。

(3) 生活相談員 1名以上(常勤)

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、従業者に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

(4) 看護職員 3名以上(常勤2名以上、非常勤1名以上)

看護職員は、利用者の日々の健康状態をチェックし、保健衛生上の指導や看護を行う。

(5) 介護職員 24名以上(常勤15名以上、非常勤18名以上)

介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び日常生活の援助を行う。

(6) 管理栄養士 1名以上(常勤)

管理栄養士は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、食事の献立作成、施設利用者の栄養指導、調理員の指導を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名以上(常勤兼務、看護職員と兼務)

機能訓練指導員は、利用者の機能の減退を防止するために訓練を行う。

(8) 介護支援専門員 1名以上(常勤)

介護支援専門員の職務は、利用者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、利用者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

(9) 調理員 1名以上(委託)

調理員は、献立に基づき調理し、配膳する。

(10) 事務職員 1名以上(常勤)

事務職員は必要な事務を行う。

(事業所の内容)

第5条 事業所の内容は次の通りとする。

(1) 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の利用により、又は、利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障のある者とする。

(2) 利用者は、短期入所生活介護施設に短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。

(3) 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画に基づく、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

(4) 事業者は、事業の提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う

(5) 事業の提供にあたっては、介護又は介護予防技術の進歩に対応し、適切な介護又は介護予防技術をもってサービスの提供を行う。

(6) 事業は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第6条 管理者は、相当期間（概ね連続する4日間）以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従事者又は介護予防短期入所生活介護従事者と協議の上、サービスの目的、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

2 管理者は、前項の短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護の作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

3 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の作成にあたっては、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の利用料その他の費用の額は、介護保険法およびその他関係法令に定めるところによるほか、事業所が定める「重要事項説明書及び料金表（別紙）」によるものとする。

2 利用料等を改定する場合は、利用者及びその家族（後見人または保佐人）に対し、あらかじめ書面により説明し、必要な手続きを行うものとする。

(通常の送迎実施地域)

第8条 通常の送迎実施地域は、川口市・蕨市とし、他地域に関しては要相談とする。

ただし、地域密着型短期入所利用の場合は、川口市在住の方のみとする。

(個人情報の保護及び取扱い)

第9条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、サービス提供中に利用者の病状の急変その他緊急の事態が生じたときは、利用者の主治の医師、協力医療機関その他関係医療機関への連絡その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 緊急を要する場合は、救急搬送を要請するなど、利用者の生命及び身体の安全を最優先とした対応を行うものとする。
- 3 前各項の対応を行った場合は、速やかに利用者の家族（後見人または保佐人等含む）等へ連絡するとともに、その経過及び対応内容を記録するものとする。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に火災や災害避難、救出、その他必要な訓練を設けるものとする。

（衛生管理等）

第12条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 事業所は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずる様に務める。

（苦情の処理）

第13条 事業所は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずることとする。

（事故発生時の対応）

第14条 事業所は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

（虐待に関する事項）

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、虐待を受けていると思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（秘密の保持）

第16条 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た施設利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じるとともに、退職後もこれらの秘密を保持すべき旨を記載した雇用契約を取り交わしておくものとする。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、予め文書により利用者の同意を得ることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 従業者は、利用者に対して次に掲げる事項を厳守するように指示する。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活することとする。
- (2) 火気の取扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上の生じた必要な指示に従うこと。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 当事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、これに応じられる業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年に1回以上

2 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用者のサービスの選択に資するように努めるものとする。

3 正当な理由なく、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護サービスの提供を拒まないものとする。また、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認められた場合には、居宅介護支援事業者に連絡を行い、又は適切な事業者を紹介することとする。

4 要介護認定等の認定を受けている利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行うものとする。

5 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスを提供することとする。

6 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、迅速かつ適切な対応をすると共に、文書にて記録し保管するものとする。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人寿星会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

この規定は、令和6年8月1日から施行する。

この規程は、令和8年8月1日から施行する。

①利用料その他の費用の額についての明記内容の変更

②送迎実施地域の明記変更

③緊急時における対応方法の明記変更

ご利用料金 ユニット型個室 (短期入所) 兼 同意書 令和 8年 8月 1日現在

介護度	利用者負担限度	介護サービス費(日)	居住費(日)	食費(日)	日用品費(日)	教養娯楽費(日)	出納管理費(日)	1 割負担(月)	2 割負担(月)	3 割負担(月)
要介護 5	第4段階	987単位	2,550円	1,545円	150円	100円	80円	164,010円	195,270円	226,530円
	第3段階 (2)		1,470円	1,360円				126,060円		
	第3段階 (1)		1,370円	1,030円				113,160円		
	第2段階		880円	600円				85,560円		
	第1段階		880円	300円				76,560円		
要介護 4	第4段階	918単位	2,550円	1,545円	150円	100円	80円	161,820円	190,890円	219,960円
	第3段階 (2)		1,470円	1,360円				123,870円		
	第3段階 (1)		1,370円	1,030円				110,970円		
	第2段階		880円	600円				83,370円		
	第1段階		880円	300円				74,370円		
要介護 3	第4段階	847単位	2,550円	1,545円	150円	100円	80円	159,570円	186,390円	213,210円
	第3段階 (2)		1,470円	1,360円				121,620円		
	第3段階 (1)		1,370円	1,030円				108,720円		
	第2段階		880円	600円				81,120円		
	第1段階		880円	300円				72,120円		
要介護 2	第4段階	772単位	2,550円	1,545円	150円	100円	80円	157,200円	181,650円	206,100円
	第3段階 (2)		1,470円	1,360円				119,250円		
	第3段階 (1)		1,370円	1,030円				106,350円		
	第2段階		880円	600円				78,750円		
	第1段階		880円	300円				69,750円		
要介護 1	第4段階	704単位	2,550円	1,545円	150円	100円	80円	155,040円	177,330円	199,620円
	第3段階 (2)		1,470円	1,360円				117,090円		
	第3段階 (1)		1,370円	1,030円				104,190円		
	第2段階		880円	600円				76,590円		
	第1段階		880円	300円				67,590円		

※川口市は5級地につき1単位あたり10.55円の計算になります。

※月額・日額には加算費用は含まれておりません。

※別途、医療費等の自費がかかります。(診察・薬の料金)

◎日用品費：同意します・しません 教養娯楽費：同意します・しません 出納管理費：同意します・しません

年 月 日 契約者 印

代表者 印

(家族様・後見人様)

入居者に共通して加算される費用（1割負担で算出）

令和8年6月1日より

短期入所生活介護 ユニット型個室

加算項目	内容等	日額	月額
短期入所送迎加算	ショートステイご利用者様を送迎をした際に加算です	1回/184円	往復/368
送迎実地地域は、川口市・蕨市とし、他地域に関しては要相談となります			
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に向けた委員会の開催 1つ以上のテクノロジー機器を導入		11円
介護職員処遇改善加算Ⅲ	基本料金及び各加算の合計額に13.6%加算		

今後共通して加算される費用（予定）

加算項目	内容等	日額	月額
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）の要件を満たしている テクノロジー機器を複数導入している		110円
個別機能訓練加算	機能訓練計画に基づいた訓練実施	12円	360円
生活機能向上連携加算	医療提供施設の理学療法士等の訪問及び共同の訓練計画作成		100円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	勤続年数7年以上の職員が3割以上	6円	180円
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等の賃金の改善等を実施		